（積立金の移換に関する経過措置）

第五条　被用者年金一元化法附則第五十二条第一項の規定により指定都市職員共済組合から全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）に承継した資産の移換が完了するまでの間における指定都市職員共済組合の厚生年金保険経理及び経過的長期経理における資産勘定、負債勘定及び資本勘定に属する勘定科目に係る新規程別表第一号表第一号表の二及び附則別表の適用については、これらの表中「未達回法金」とあるのは、

承継資産仮勘定

とする。

第六条　被用者年金一元化法附則第五十二条第一項の規定により指定都市職員共済組合から市町村連合会に承継した資産の移換が完了するまでの間における指定都市職員共済組合の預託金管理経理における資産勘定、負債勘定及び資本勘定に属する勘定科目に係る新規程別表第一号表第一号表の四の適用については、同表中「未反金」とあるのは、

承継資産仮勘定

とする。

（その他の経過措置）

第七条　前五条に定めるもののほか、この命令の施行に伴う必要な経過措置については、別に総務大臣が定める。

○内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令

第一条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条第一号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（以下「機構法」という。）」を「機構法」に改め、同条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の二　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。以下「機構法」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

第二条の見出しを「（中長期計画の認可申請）」に改め、同条中「第三十一条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条の見出しを「（中長期計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条第三号中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務実績等報告書）

第三条の二　機構に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報